



公益社団法人北海道社会福祉士会

2021年度臨時総会 議案書

と き 2022年3月12日（土）
ところ Zoom 開催

公益社団法人北海道社会福祉士会

2021 年度臨時総会 次第

と き 2022 年 3 月 12 日（土）13:00～
ところ インターネットを利用した開催（使用ソフト:Zoom）
理 事 出町 勇人、今井 敦、岩佐 宏希、澤田 憲一
奥山英梨香、梶川 幸雄、北村 満広、國松 直人
久保田真弓、澁谷 昌広、島崎 顕生、神内秀之介
綱渕 美穂、新田 雄大、山口 潤、渡辺洋一郎
監 事 大内 高雄、石塚 慶如
相談役 清野 光彦、竹田 匡
事務局 前鼻 弘靖、五十嵐 綾、本郷 美香（記録作成）
次 第

1. 開式の辞
2. 議長選出
3. 資格審査員選出（資格審査）
4. 議事録署名人選出
5. 会長挨拶
6. 資格審査報告
7. 議 事
 - （1）第1号議案 会費に関する規則の一部改正について
 - （2）第2号議案 倫理委員会の設置及び運営に関する規則の一部改正について
8. その他
9. 議長退任
10. 閉式の辞

以上

議案第 1 号

規則第 2 号 公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

2021 年 3 月 20 日に日本社会福祉士会の臨時総会が開催され、「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム」の提案により、30 歳以下の若年会員を対象に年会費を入会年度に限り無料とすること（3 年間試行）が承認された。

このことに伴い、本会では規則第 2 号により会費を規定しているため、同内容の規則の一部改正を行う。（別添資料参照）

なお、30 歳以下を対象とする事由については、大学等を卒業し間もない若年層は収入が少なく、合格時は社会福祉士登録費用等がかかることから、経済的負担を考慮し、入会初年度に限り会費を減免するものである。

対象者について、日本社会福祉士会に照会した結果、「入会年度に 30 歳の誕生日を迎える者まで」は、「入会年度に 30 歳の誕生日を迎える者まで（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの間に 30 歳の誕生日を迎える者まで）であり、入会申込時に 30 歳であってもその年度内に 31 歳になる者は適用除外となる」ことを確認。

2 改正内容

本会会費に関する規則（規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

制定附則に次の 1 項を加える。

- 2 第 3 条第 1 項で定める年会費は、2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までに入会した正会員のうち、入会した年度内の年齢が満 30 歳を超えない者について、入会初年度の会費を免除する。ただし、2022 年 4 月 1 日以降に入会した正会員につき、一度のみの適用とする。

以上

公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則の一部改正 新旧対照表

○改正した条文のみ記載。下線を付した部分は箇所を示す。

改正後	現行
公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則	公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則
規則第 2 号	規則第 2 号
2013 年 4 月 1 日制定	2013 年 4 月 1 日制定
2014 年 3 月 22 日一部改正	2014 年 3 月 22 日一部改正
<u>2022 年 3 月 12 日一部改正</u>	
第 1 条～第 6 条 （省略）	第 1 条～第 6 条 （省略）
附 則	附 則
1 本規則は、本会設立の日から施行する。	1 本規則は、本会設立の日から施行する。
<u>2 本規則第 3 条第 1 項で定める年会費は、2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までに入会した正会員のうち、入会した年度内の年齢が満 30 歳を超えない者について、入会初年度の会費を免除する。ただし、2022 年 4 月 1 日以降に入会した正会員につき、一度のみの適用とする。</u>	
入会年度の年齢が満 30 歳以下で、本会に初めて入会した者に限り	
附 則	附 則
1 この改正規則は、2014 年 3 月 22 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 1 項及び同条第 4 項の規定については、本会設立の日（2013 年 4 月 1 日）から適用する。	1 この改正規則は、2014 年 3 月 22 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 1 項及び同条第 4 項の規定については、本会設立の日（2013 年 4 月 1 日）から適用する。
<u>附 則</u>	
<u>この改正規則は、2022 年 3 月 12 日から施行し、2022 年 4 月 1 日から適用する。</u>	

議案第 2 号

規則第 8 号 公益社団法人北海道社会福祉士会倫理委員会の設置及び運営に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

2021 年 10 月 23 日開催の第 3 回理事会において、倫理委員会平田淳委員長より、今後も苦情案件が複数発生することを想定し、構成委員数の増加の要望があり、改正を行うものである。尚、構成委員数の増加の理由は下記の通りである。

- (1) 本会正会員に対する倫理綱領に関する規則第 11 条に基づき、苦情申立てに対する調査開始を決定した場合、同 12 条に基づく調査委員を 3 名委嘱する必要がある。倫理委員会は 5 名の委員で構成されており、調査案件が複数発生した場合、調査委員も重複して任命する状況である。外部委員については重複が避けられない状況にある。
- (2) 複数事案に対して同時並行的に対応することができず、調査や処分案作成までに時間を要するだけではなく、被申立人やその関係者の視点から見ても、特定の調査委員編成に偏ることは好ましくないのではないかという疑義も招来しかねず、少なくとも委員の重複なしに 2 組編成できる人数構成が望ましい。
- (3) 同 12 条第 1 項には「調査委員の委嘱については、正会員に協力を求めることが出来る。」ともあるが、公平性の担保、また個人情報保護の観点から、必ずしも当該地区支部内の正会員から協力を得た方がよいとは一概には言えず、またその人選の根拠も明記されたものがないことから、倫理委員の中から調査委員を 3 名委嘱せざるを得ない状況にある。
- (4) 5 名の倫理委員のうち、非会員 2 名の任期交代が同時であるため、継続中の苦情案件の引継ぎにも支障が生じかねない。

2 改正内容

本会倫理委員会の設置及び運営に関する規則（規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会員 4 名
- (2) 会員以外 3 名

3 その他

(1) 規則の改正は、第 12 条の規定により、理事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。

(2) 委員については、第 3 条の規定により、理事会において指名し、総会の承認を得なければならない。

(3) 倫理委員会委員の選考に関しては、規程第 30 条 倫理委員会委員選考に関する規程に則り、倫理委員会委員の選考委員会を置く必要がある。

(4) 今後の流れ案

規程第 30 号に則って正会員 1 名選考する。

倫理委員の選考に関する委員会設置。(理事会で指名された理事 3 名、事務局員 1 名)

正会員による倫理委員候補者の推薦 (1 カ月間)

2022 年 5 月第 1 回理事会にて倫理委員候補者の理事会提案及び決定。

2022 年 6 月 25 日定時総会にて上程し承認。

以上

公益社団法人北海道社会福祉士会倫理委員会の設置及び運営に関する規則の
一部改正 新旧対照表

○改正した条文のみ記載。下線を付した部分は箇所を示す。

改正後	現行
公益社団法人北海道社会福祉士会倫理委員会の設置及び運営に関する規則 規則第 8 号 2013年4月1日制定 <u>2022年 3 月 1 2 日一部改正</u> 第1条～第2条 略 (組織) 第 3 条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 会員 <u>4</u> 名 (2) 会員以外 <u>3</u> 名 第2項～第5項 略 第4条～第12条 略 附 則 1 本規則は、本会設立の日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、2022 年 3 月 1 2 日から施行する。</u>	公益社団法人北海道社会福祉士会倫理委員会の設置及び運営に関する規則 規則第 8 号 2013年4月1日制定 第1条～第2条 略 (組織) 第 3 条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 会員 3 名 (2) 会員以外 2 名 第2項～第5項 略 第4条～第12条 略 附 則 1 本規則は、本会設立の日から施行する。

公益社団法人北海道社会福祉士会 2021年度臨時総会 議案書

発行日：2022年1月22日

発行者：公益社団法人北海道社会福祉士会 会長 出町 勇人

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7

電 話：011-213-1313 FAX：011-213-1314

URL： <https://www.hokkaido-csw.or.jp>

e-mail： info@hokkaido-csw.or.jp